

# 一般社団法人地域医療機能推進学会 看護部会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 名称は地域医療機能推進学会看護部会（以下、「本会」とする。）とし、事務局を部会長が所属する独立行政法人地域医療機能推進機構病院（以下、「ＪＣＨＯ病院」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は、「一般社団法人地域医療機能推進学会理事会規則第9条に定める部会運営要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、会員の資質及び技術の向上を図り、もってＪＣＨＯ病院における医療技術等の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員の資質及び技術の向上に関する事業。
- 2) 学会セミナーおよび研修会の企画・運営。
- 3) 技能・技術面の研鑽を図ることを目的とする研修会の開催。
- 4) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、要綱第2条に規定する者及びＪＣＨＯ病院等に勤務する者であって部会長が承認したものとする。

## 第3章 管理運営

(役員)

第5条 本会の管理運営は、要綱第3条並びに第4条に定める本部役員（部会長・副部会長・執行委員）及び地区組織（分科会長・分科会長補佐役）が行う。

(担当役員)

第6条 本会に、次の担当役員を置く。

会計担当 1名

会計監事 1名

(担当役員の選出と任期)

第7条 担当役員は、部会総会において選出する。

2 担当役員の任期は、部会総会の選出後の4月1日から就任期間の最終事業年度の3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

(担当役員の職務)

第8条 担当役員は、下記の事務を行う。

2 会計担当は、部会長の指示のもと本会の会計事務を処理する。

3 会計監事は、本会の財産の状況を監査する。

## 第4章 会議

(種別)

第9条 会議は、部会総会と役員会とし、部会長が招集する。

(部会総会)

第10条 部会総会は、要綱第2条に定める者により次の事項を議決する。

- 1) 役員の選任及び解任
- 2) 事業計画及び収支予算の決定
- 3) 会計報告(中間報告)
- 4) 会則の制定及び改廃
- 5) その他、学会から委託された事項等

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を決議する。

- 1) 部会総会に附議すべき事項
- 2) 各種事業の企画立案及び運営
- 3) その他、部会運営に必要な事項等

## 第5章 委員会

(委員会)

第12条 本会に委員会を置くことができる。

2 委員会は、常置委員会及び臨時委員会とし、それぞれの委員を持って構成する。

3 委員会の種類、構成及び任務その他必要事項は細則に定める。

## 第6章 会計

(会費等)

第13条 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。

2 会費の額は、部会総会において決定する。

3 会計処理については別途定める。

4 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし部会総会において中間報告を行う。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第14条 本会則は、部会総会の議決を経なければ変更することができない。

## 附則

(施行期間)

第1条 この会則は、平成30年11月15日から施行する。

## 附則・改訂

(施行期間)

第1条 この会則は、令和1年11月3日から施行する。

(施行期間)

第1条 この会則は、令和3年5月14日から施行する。

(施行期間)

第1条 この会則は、令和4年4月1日から施行する。